

都市再生整備計画(第一回変更)

ろっぽんぎ とら もんち く
六本木・虎ノ門地区

とうきょうと みなとく
東京都 港区

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	☐
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	☐
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	☐
まちなかウォークアブル推進事業	☒

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
【安全で快適な歩行空間や広場などの整備とネットワーク化】 ・駅や地区外との連続性、まちの回遊性やバリアフリーなどに考慮した快適で利便性の高い重層的な歩行者ネットワークを形成する。 ・民有地と歩道が一体となった、安全で快適で落ち着いたにぎわいのある歩行空間を形成する。 ・広場・オープンスペースをネットワーク化し、快適で歩きたくなる歩行空間を形成する。 ・緑豊かで多種多様な歩行空間、広場などを創出するとともに、地区の一体性と魅力の向上を図りながら、適切な維持・管理を行う。		一体型滞在快適性等向上事業 高質空間形成施設(照明の増設) 高質空間形成施設(既存ベンチの増設および水際ベンチの新設)
	【緑豊かなオープンスペースの創出・活用】 ・開発事業などにおけるオープンスペースの確保や民有地内の緑化を推進する。 ・緑・オープンスペースを創出する際は、周辺との連続性や地区内の回遊性の向上に配慮して配置するとともに、休息や憩いの場となる居心地の良い空間づくりを推進する。 ・エリアマネジメント団体による、オープンスペースや公園などを活用した地区のにぎわい・交流の創出を推進する。	一体型滞在快適性等向上事業 高質空間形成施設(屋外コンセントの増設)
	【街区全体の魅力を向上させるための取組および連携の拡充】 ・これまで地域で個別に活動してきた施設や団体の連携を深めることにより、地域コミュニティを発展させる。 ・多様な人びとが参加できる国際性・文化性の豊かなまちづくり活動や地域の交流を促進する。 ・エリアマネジメント活動を中心に企業や住民などが連携し、にぎわいの創出を図るとともに地域の交流を深める。 ・デジタル技術を活用したまちづくりを推進し、滞在快適性・利便性の向上や、地域の情報・魅力の発信を行うことで、エリア全体の価値を高める。	一体型滞在快適性等向上事業 高質空間形成施設(スマートポール設備型) 地域生活基盤施設(スマートポールサイネージ型)
その他		
【官民連携について】 ・本地区では、これまで港区と区域内の民間事業者で、開発事業や土地利用、街並み整備、都市基盤施設整備等について、意見交換、協議・調整等を行ってきた。令和5年3月には、従来の基盤調整等の役割とともに、エリアマネジメント活動を推進するため、民間事業者で構成される大街区協議会が設立された。今後は、大街区協議会が主体となり、まちづくりやエリアマネジメント活動の推進について、検討を進めていく。 【にぎわいの創出について】 ・「六本木・虎ノ門地区まちづくりガイドライン」では、取組方針として「まちの魅力を高める官民一体のエリアマネジメント活動の推進」を掲げ、住民・就業者・来街者など多様な人びとの交流を生む、より充実した地域のコミュニティ形成に向けた活動を支援し新たなまちの価値を創造していくこととしている。 ・開発事業などにより創出された緑豊かな広場などを、大街区協議会や「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」に基づくまちづくり団体などが活用して本地区におけるにぎわいの創出を図る。 ・「環状第二号線周辺地区」など隣接するエリアとも連携し、地区外へにぎわいの波及に寄与するエリアマネジメント活動を目指す。 【地域の主体が連携した情報発信について】 ・大街区協議会が主体となり、地区内の情報伝達施設の活用方針を検討しルールを定め、公共情報や地域イベント・サービスの情報等を発信することで、にぎわいや活力のエリア全体への波及やシティプロモーションの強化などを図る。 ・また、公共的空間に設置した情報伝達施設により得た広告収入の一部については、地域のにぎわい創出に資する活動や公共施設等の維持管理などに活用する。		

様式(1)-④-4

(金額の単位は百万円)

...A

合計(A+B)	0
---------	---

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

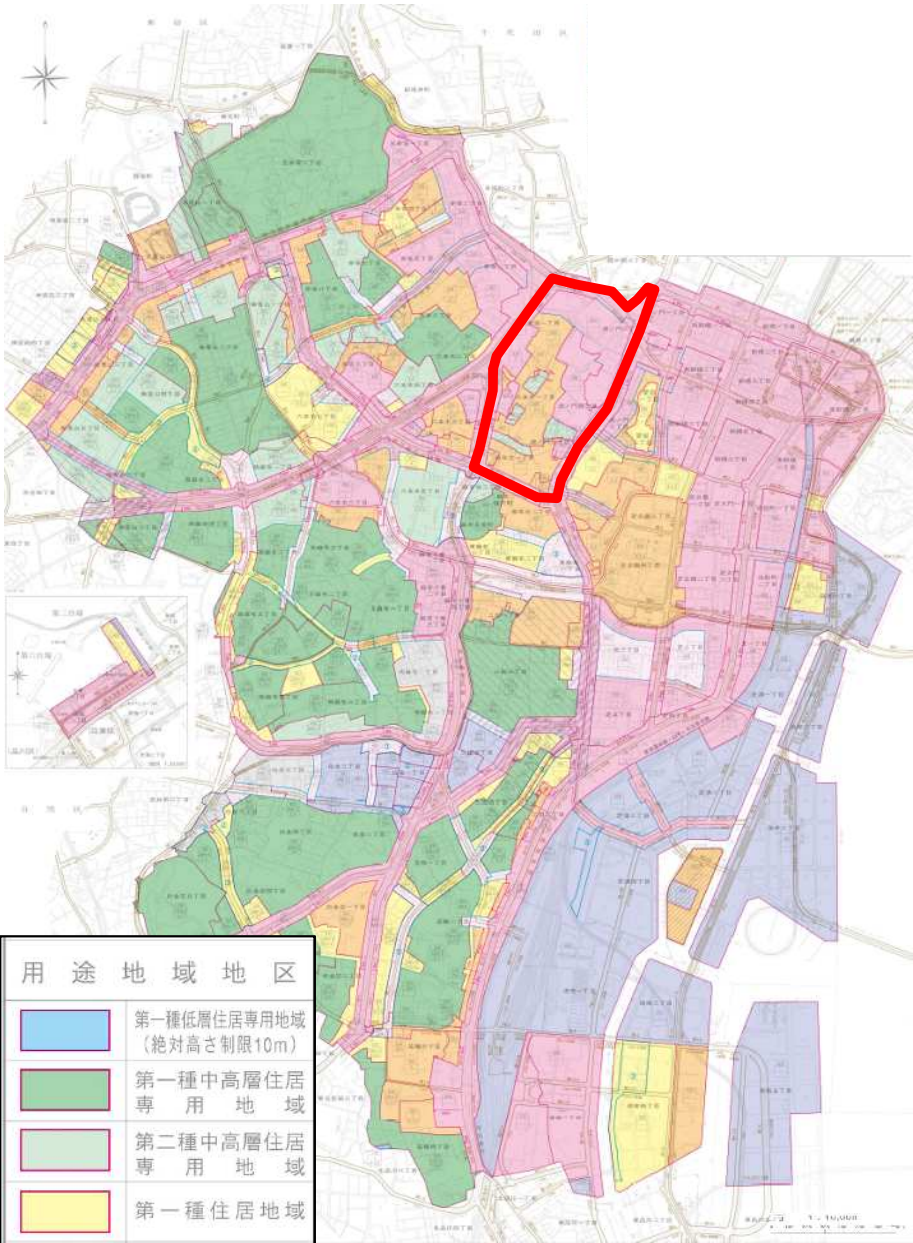
事業		事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度										
					制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	制度別詳細6	制度別詳細7	制度別詳細8	制度別詳細9	制度別詳細10	制度別詳細14
					道路占用許可特例(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)	低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)	[滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	[滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	●歩行者空間・オープンスペースの整備(虎ノ門一・二丁目地区内)	にぎわいのある広場空間・歩道空間を確保し、エリア価値の向上を図る。	R5～R10	森ビル株式会社							○				
2	●歩行者空間・オープンスペースの整備(虎ノ門・麻布台地区内)	にぎわいのある広場空間・歩道空間を確保し、エリア価値の向上を図る。	R5～R10 ※R6～R11(B-1街区)	森ビル株式会社							○				
3	●エリアマネジメント活動の実施	虎ノ門一・二丁目地区及び虎ノ門・麻布台地区において、周辺地域と連携したイベント・情報発信、サービス、環境演出、コミュニティ形成を行い、来街者が滞留し、にぎわいのある空間の創出を図る。	R5～R11	森ビル株式会社							○				

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

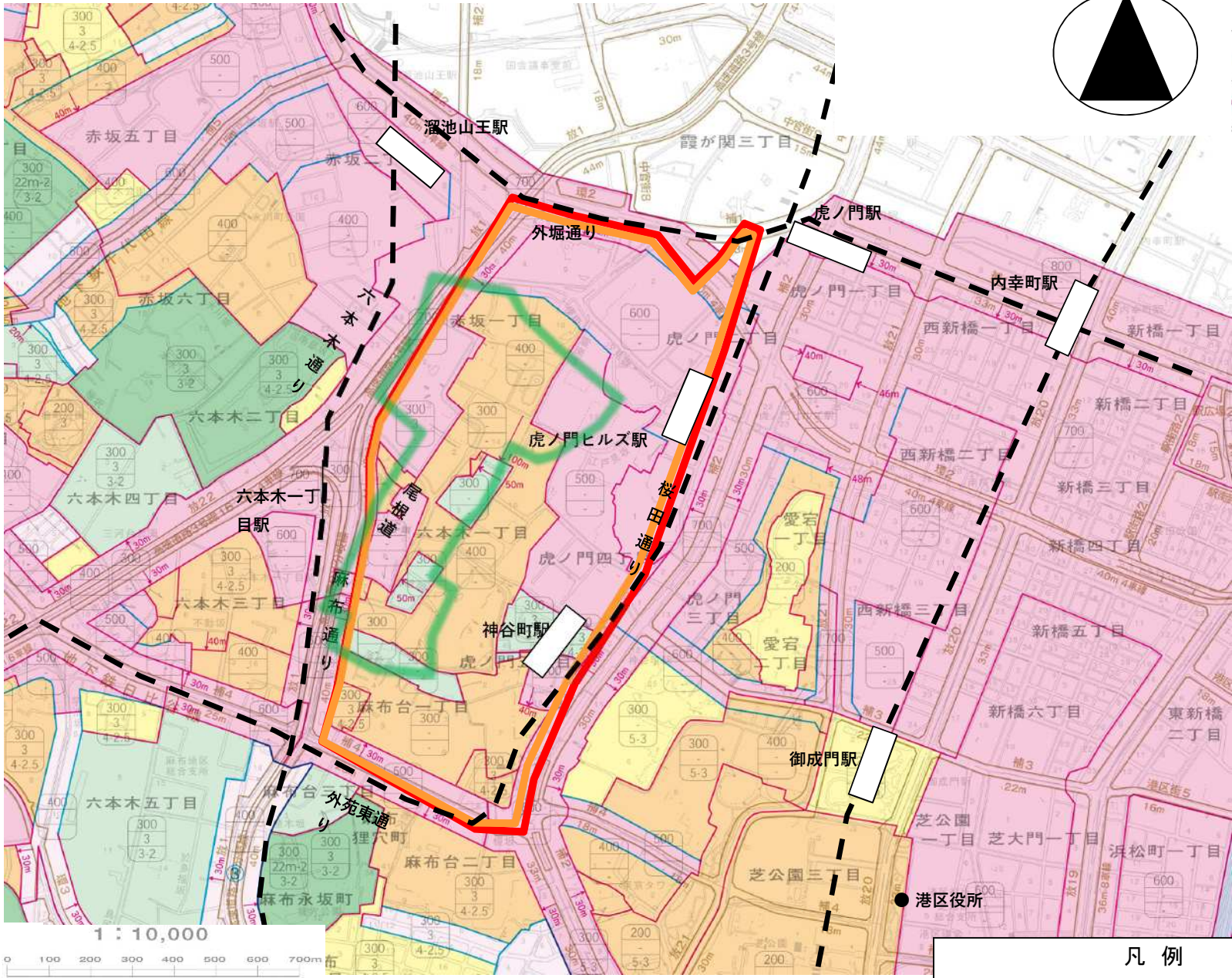
取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11	制度別詳細12	制度別詳細13
				[滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	[滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1						

六本木・虎ノ門地区(東京都港区)

面積	74	ha	区域	港区虎ノ門一～五丁目・六本木一丁目・麻布台一丁目・赤坂一丁目の地区内
----	----	----	----	------------------------------------



用途地域地区	
	第一種低層住居専用地域 (絶対高さ制限10m)
	第一種中高層住居 専用地域
	第二種中高層住居 専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業地域 特別工業地区



凡 例	
	都市再生整備計画区域
	滞在快適性等向上区域
	歩行者回遊軸
	鉄道(地下鉄)

制度別詳細7ー①(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

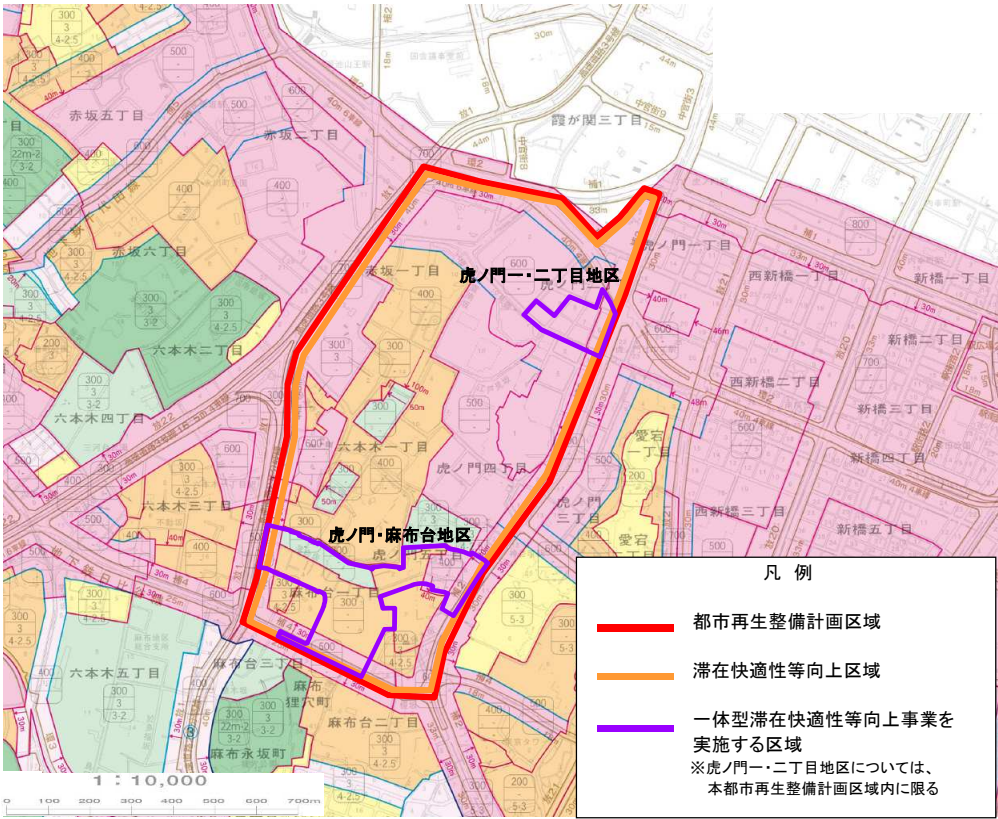
制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】				
制度の活用計画				
事業番号	事業内容	事業期間	事業主体	事業の詳細
1	●歩行者空間・オープンスペースの整備 (虎ノ門一・二丁目地区内)	R5～R10	森ビル株式会社	歩道と歩道状空地を一体的な設えとするなど、公園1号(A-4街区)・区画道路1号・6号と一体的に、歩行者空間・オープンスペースを整備し、来街者が滞留し、憩える空間を創出する。
2	●歩行者空間・オープンスペースの整備 (虎ノ門・麻布台地区内)	R5～R10 ※R6～R11 (B-1街区)	森ビル株式会社	歩道と歩道状空地を連続的で緑豊かな一体的な歩行空間として整備する。また、地区幹線道路1号・2号・区立公園(B-1街区)と一体的に、歩行者空間・オープンスペースを整備し、来街者が滞留し、憩える空間を創出する。
3	●エリアマネジメント活動の実施	R5～R11	森ビル株式会社	虎ノ門一・二丁目地区及び虎ノ門・麻布台地区において、周辺地域と連携したイベント・情報発信、サービス、環境演出、コミュニティ形成を行い、来街者が滞留し、にぎわいのある空間の創出を図る。
4				
関連する市町村実施事業				
事業番号	事業内容	実施期間	実施主体	事業の詳細
1	●公園1号(A-4街区)の高質化及び維持・管理	R6～R10	港区	公園1号(A-4街区)は、隣接する歩行者専用道路や近接する民有地と、植栽や舗装に一体性を持たせたシームレスな空間を形成する。また、民間と適切な役割分担のもと、維持管理を行う。
2	●地区幹線道路1号・2号、区立公園(B-1街区)の高質化及び維持・管理	R5～R10 ※R6～R11 (B-1街区)	港区	地区幹線道路1号・2号及び区立公園(B-1街区)は、隣接する民有地と植栽や舗装に一体性を持たせるなど、官民で分け隔ての無い快適で歩きやすい歩行空間を形成する。また、民間と適切な役割分担のもと、維持管理を行う。

制度別詳細7-②(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

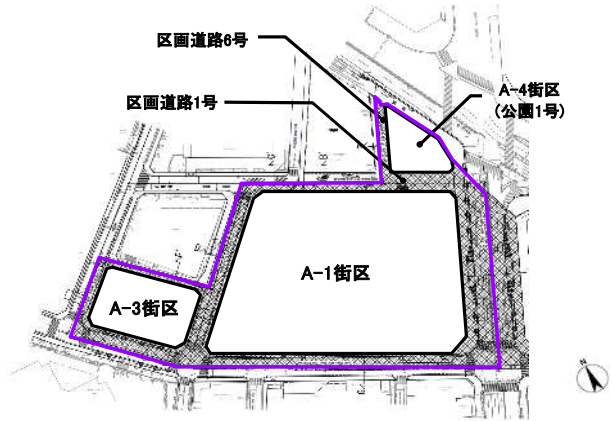
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

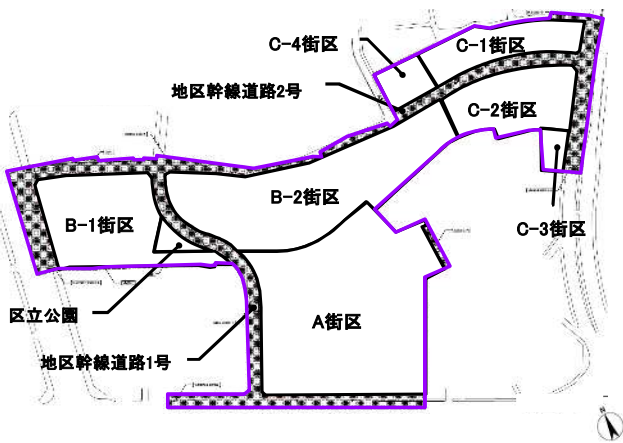
制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ



虎ノ門一・二丁目地区



虎ノ門・麻布台地区



制度別詳細7-②(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号1.3

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図及び設置イメージ

事業番号1,3

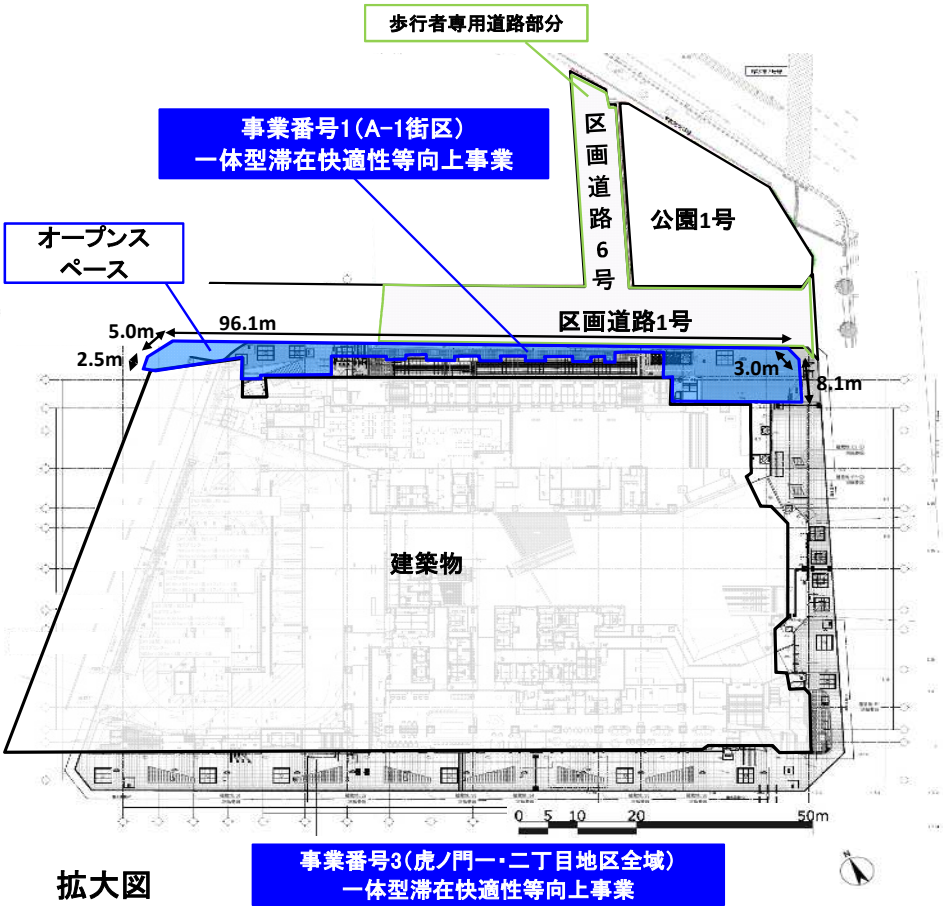


滞在快適性等向上施設の範囲(※不特定多数の人が利用可能)

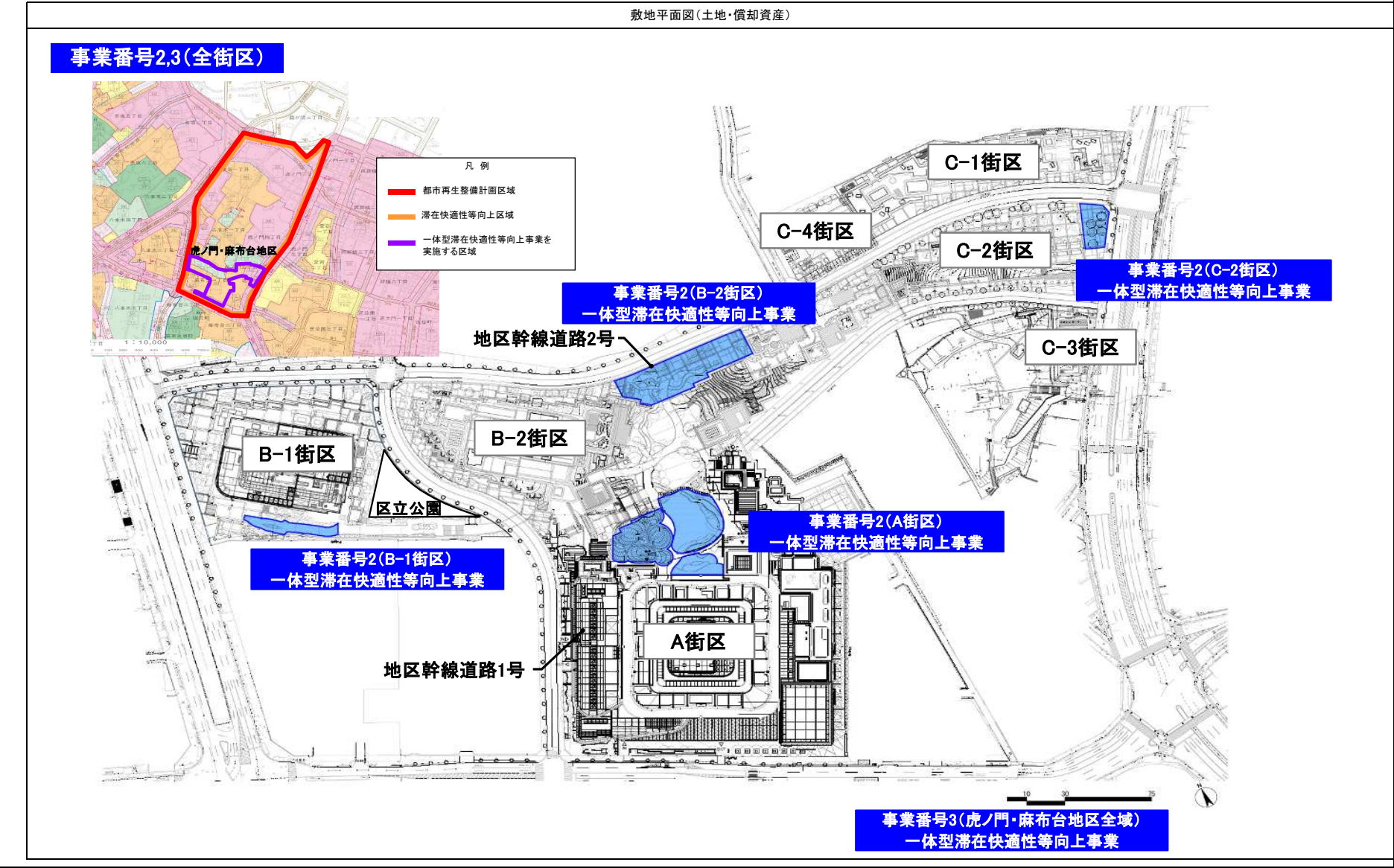
・オープンスペース(概算面積) L=約96m / W=約3～約10m / A=約480㎡

凡例

滞在快適性等向上施設等の整備範囲
(不特定多数の者が利用可能)

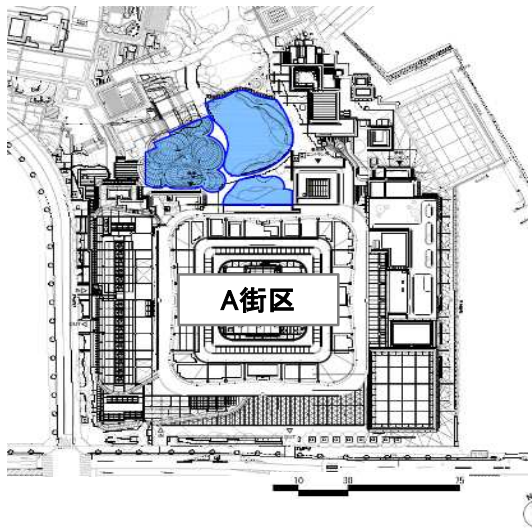


歩行者専用道路(再開発事業区域外)については、再開発事業の付帯事業として整備する



敷地平面図(土地・償却資産)

事業番号2,3(A街区)

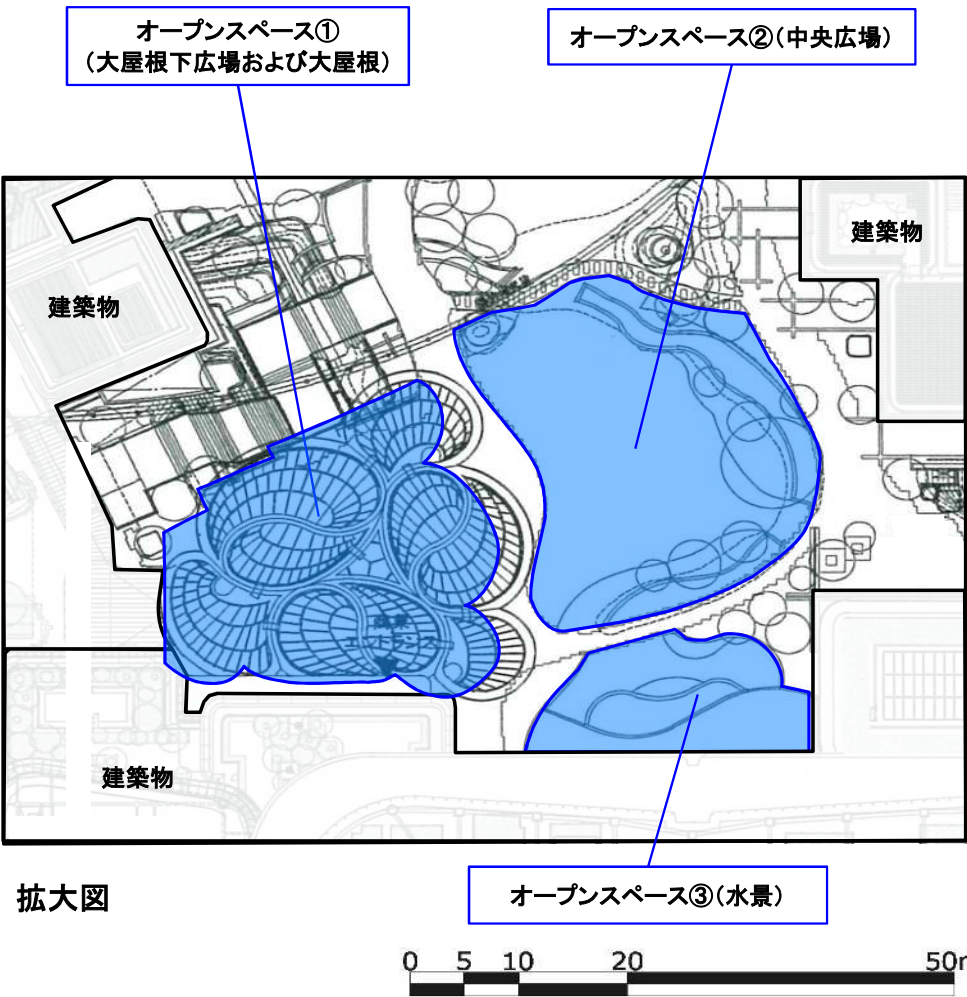


滞在快適性等向上施設の範囲(※不特定多数の人が利用可能)

- ・オープンスペース①: 大屋根下広場(概算面積) A=約740㎡
- ・オープンスペース②: 中央広場(概算面積) A=約850㎡
- ・オープンスペース③: 水景(概算面積) A=約270㎡

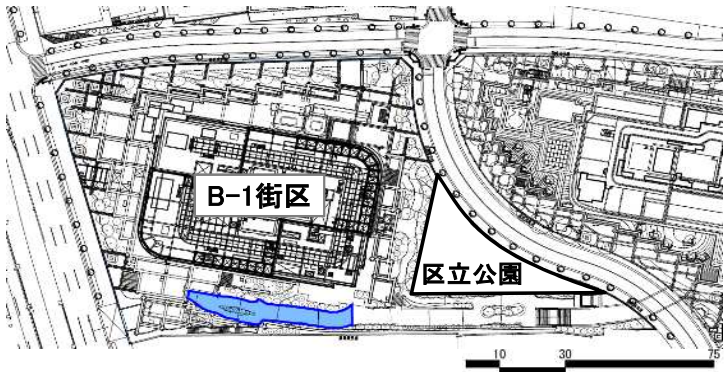
凡例

 滞在快適性等向上施設等の整備範囲
(不特定多数の者が利用可能)



敷地平面図(土地・償却資産)

事業番号2,3(B-1街区)

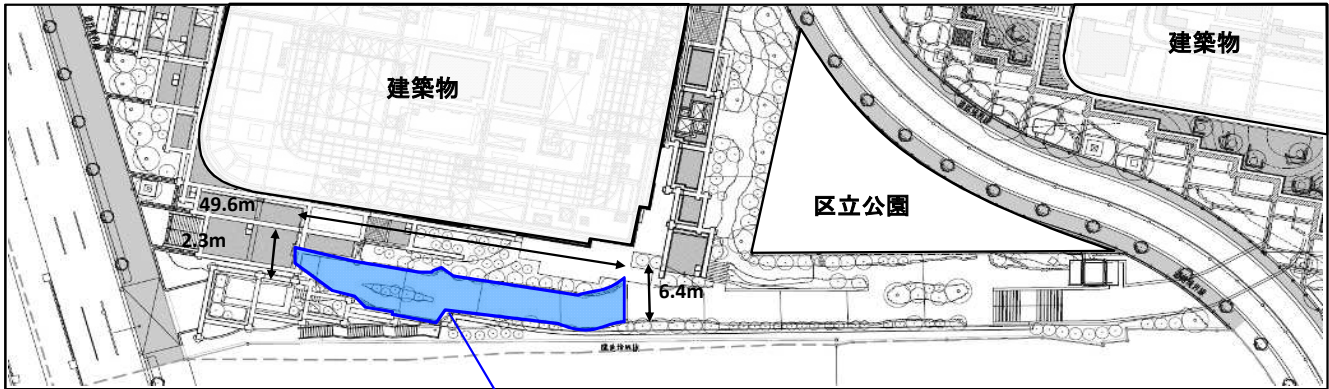


滞在快適性等向上施設の範囲(※不特定多数の人が利用可能)

・オープンスペース(概算面積) L=約50m / W=約2～約7m / A=約280㎡

凡例

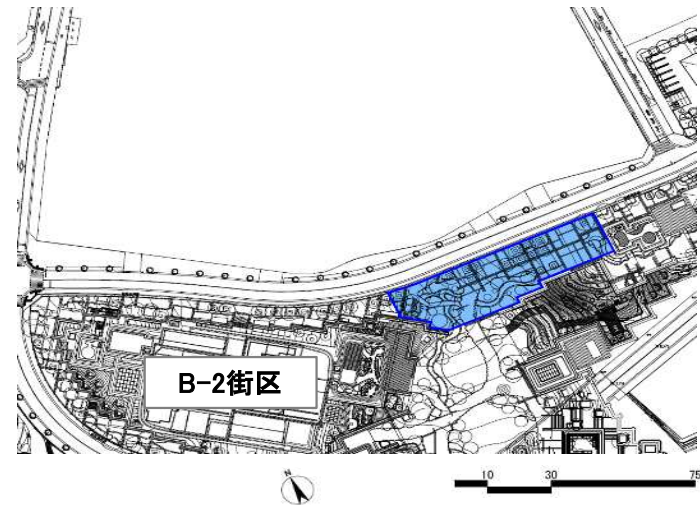
滞在快適性等向上施設等の整備範囲
(不特定多数の人が利用可能)



拡大図

オープンスペース

事業番号2,3(B-2街区)

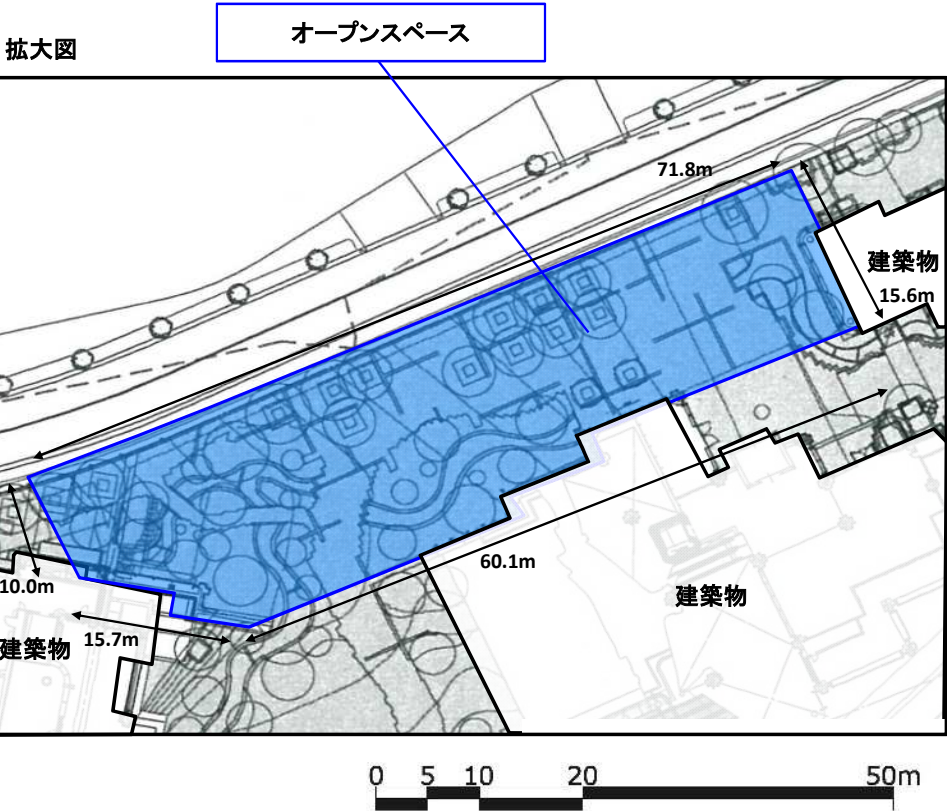


滞在快適性等向上施設の範囲(※不特定多数の人が利用可能)

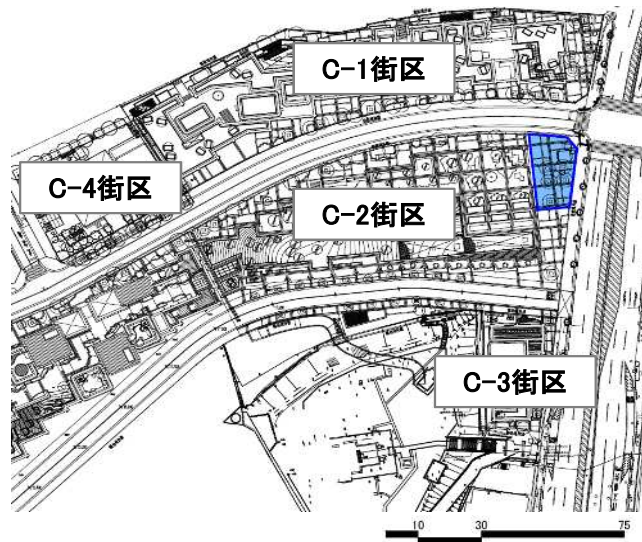
・オープンスペース(概算面積)L=約60～約71m / W=約10～約22m / A=約1,250㎡

凡例

 滞在快適性等向上施設等の整備範囲
(不特定多数の人が利用可能)



事業番号2,3(C-2街区)



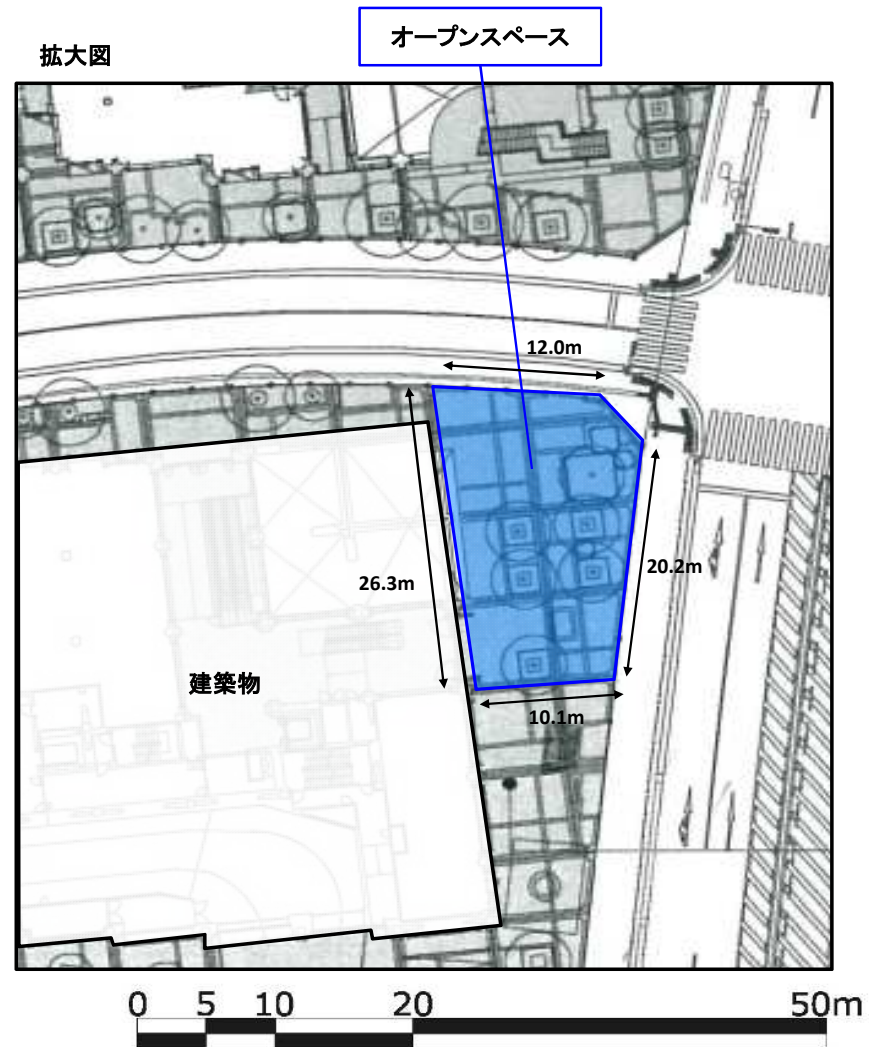
滞在快適性等向上施設の範囲(※不特定多数の人が利用可能)

・オープンスペース(概算面積)L=約26m / W=約10～約14m / A=約310㎡

凡例

 滞在快適性等向上施設等の整備範囲
(不特定多数の人が利用可能)

拡大図



制度別詳細7-③-1(一体型滞在快適性等向上事業)法第46条第3項第2号

事業番号2

制度別詳細【一体型滞在快適性等向上事業】

償却資産

物品・写真	個数・面積・設置場所	備考
【上屋(大屋根)】 	【面積】 約840㎡ 【設置場所】 別紙図のとおり	事業番号2(A街区) 一体型滞在快適性等向上事業

六本木・虎ノ門地区(東京都港区) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	大目標:「すべての人にやさしく、活力と魅力に満ちた、誰もが歩きたくなる緑豊かな国際生活交流都市」 目標1:安全で快適な歩行空間や広場などの整備とネットワーク化 目標2:緑豊かなオープンスペースの創出・活用 目標3:街区全体の魅力を向上させるための取組および連携の拡充	代表的な指標	歩行者回遊軸の通行人数	人/1日(8時間)	10,531人	R6年度	→	12,600人	R11年度
			公共的空間でのイベント件数	件/年	150件	R4年度	→	225件	R11年度
			地区内の複数施設が連携する取り組み件数	件/年	2件	R4年度	→	4件	R11年度

